

安全で安心な
県民のみなさまの生活を
確保するために

令和2年
12月1日から
適用

ボーガン 所有時の 届け出が 義務化 されます。

届け出をしなかった場合、又は虚偽の届け出をした者には、
5万円以下の罰則（過料）に処されます。

事業者には

販売時の

購入者への説明が

義務付けられます。

条例施行までの道のり

- 6.4 宝塚で事件発生
- 6.5 類似事件の発生を防ぐため、ボーガンを県青少年愛護条例の有害玩具類に緊急指定（18歳未満に販売禁止）
- 6.8 さらなるリスク軽減を図るため、ボーガン規制条例の検討開始
- 7.26 神戸で宝塚の事件を模倣したとする事件が発生
- 8.7 地域安全まちづくり審議会から答申された条例骨子に基づきパブリック・コメント開始
- 9.23 県議会に条例案を上程

令和2年10月6日に「ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例」が施行 ※全部施行12月1日

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例の概要

◇ 規制の対象

矢を装填したときに弦にかかる重さ(弦の引き重量)が30ポンド(約13.6kg)以上のボーガン

◇ 安全な使用[遵守事項]

- ・人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は動物を殺傷することがないように、あらかじめ周囲の状況の確認等をしてボーガンを使用しなければならない。
- ・ボーガンを公園、道路、駅その他の公共の場所又は電車、乗合自動車その他の公共の乗物において使用してはならない。
- ・ボーガンを公共の場所又は公共の乗物に向けて使用してはならない。
- ・ボーガンを人又は動物に向けてはならない。

◇ 適正な管理[遵守事項]

- ・ボーガンを携帯し、又は運搬するときは、そのボーガンに覆いをかぶせ、又は容器に格納しなければならない。
- ・ボーガンを保管するときは、他の者が容易に持ち出せないようにし、又は使用することができないようにしなければならない。
- ・ボーガンを使用しないときは、みだりにボーガンに矢を補填してはならない。
- ・ボーガンを譲渡し、又は貸与するときは、その相手方に対し、当該ボーガンの安全な使用及び適正な管理を要請しなければならない。
- ・ボーガンを廃棄するときは、他の者が当該ボーガンを使用することができないようにしなければならない。

◇ 販売時の説明

- ・事業者は、購入者に対して、必要な事項を説明しなければならない。

◇ 取得の届出等

- ・ボーガンを取得した者は、氏名・住所、弦の引き重量、取得日等を、14日以内に、知事に届け出なければならない。
- ・ボーガンを所有して県内に転居した者は、氏名・住所、弦の引き重量、転居日等を、30日以内に、知事に届け出なければならない。
- ・届出内容に変更があった場合には14日以内に届け出なければならない。

◇ 報告徴収・立入調査

- ・知事は、使用者等や事業者に対し必要に応じ、報告徴収、立入調査を行う。

◇ 罰則

条例の実効性を担保するため、次の者に対する罰則(5万円以下の過料)を設ける。

- ・取得(所有)の届出等の義務に違反した者、報告徴収又は立入調査を拒否等した者

◇ 施行期日

- ・公布の日から施行する。ただし、「販売時の説明」「取得の届出等」「報告徴収・立入調査」「罰則」「経過措置」については、令和2年12月1日から施行する。

◇ 経過措置

条例施行前からの所有者への規制に経過措置を設ける。

- ・条例施行前からボーガンを所有している者は、令和2年12月1日から30日以内に、知事に届け出なければならない。

02 企 P2-062A4

